（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（光ディスクによる手続） **第九条の二**　第五条第二項、第六条第一項、第七条第一項、第八条及び第九条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第九条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十二条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一による届出書 二　様式第二による届出書 三　様式第三による届出書 四　様式第四による届出書 五　様式第五による届出書 六　様式第六による届出書 2　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第四条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） **第九条の三**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） **第九条の三**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第九条の四**　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 2　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
（削る）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第九条の五**　第九条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日